学問・思想の自由と福井工大事件

　　　　　　　　 　　　　 　　　　 髙木　秀男（日本科学者会議福井支部）

科学者の権利と学問・思想の自由を守るために，20年間に渡って闘われた福井工大事件が起きたのは今からおよそ50年前のことである．福井工大事件は大きな支援活動を支えにいかに闘われたのか，闘いの意義や成果を問い，科学者の社会的責任について論じた．

**１．はじめに**

福井工大事件については，すでに詳しい拙著『学問の自由と科学者の権利』(1)を出版済みなので，本稿では支援活動や闘いの意義，科学者の社会的責任などに的を絞って簡潔に記したい．本事件の特徴は，金井学園理事長が専制支配している特異な大学で起きた学問・思想の自由侵害事件である．

福井工大は地元では「紀元節学校」として知られ，まだ各種学校であった1956年から「紀元節」を学校行事としてきた大学である．初代の金井兼造理事長の独裁体制が敷かれ，教授会は事務局の下部組織のような状況下で最初の学友会会則事件（1972年5月）が起きた．

この事件の詳細は拙著に詳しいので，以下ではその概略を示す．福井工大の学友会は，学生だけの組織ではなく，教職員も特別会員として入っており，しかも学長が会長，学生部長・大学事務局長が副会長，理事長が顧問に自動的に就任する会則になっていた．さらに選挙で選ばれる学生の総務委員に学生部長を加えて総務委員会を構成する．すなわち学生の動きを，会費を納めない特別会員が監視・監督するという形になっていた．

　それで総務委員たちは，総会において会則の改定案を提示し採決したところ，改定案の一部が可決され一部は否決された．ただし総会は定足数を充たしていなかったので，会則に従い可決された決議は仮決議となり，仮決議は公示され一定数の反対がなければ本決議となるはずであった．

しかし学生がより自主的な学友会にしようと考えて取り組んだ会則改正を，学園当局はとんでもないことと捉えて，臨時教授会を招集して潰そうとはかった．教授会にはいつもは出ない理事長も出席した．教授会ではいろいろな意見がでたが，高敏郎学長が「学長は会長なので，会長権限で仮決議を拒否しても良いのではないか」と発言した．「会長権限で公示させなければ本決議にならない」と悪知恵をつける者もいたため，私は発言を求め，「会則に照らしても会長にそのような権限はないと思う」と述べた．私の発言に学長は「それでは何のための会長か，会長はロボットか？」と声を荒げた．結局，この日の教授会は何の決定もせず決も採らなかったが，私以外に学長提案に反対する意見も出なかったので，何となく学長提案の線でいくムードで閉会した．

**２．学園の方針に反対する者は**

全く予想もしなかった弾圧が私の身に振りかかってきたのは，教授会の翌日のことである．藤井政治学園総務部長・大学事務局長から電話で，「教授会での発言に行きすぎがあったので，高学長に謝れ」と言ってきた．謝る理由がないので、私はきっぱりと拒否した．

すると今度は夜中に私の妻を呼び出し，「学園の方針に従わなければ辞めてもらわなければならない．理事長の辞令一本で，高校にまわして講義をいっぱい持たせたり，取り上げたりもできる．現にそんな目に遭っている先生がいるでしょう」と脅迫したのである．藤井部長の行動は，個人的な判断で行なったものではなく，金井理事長の意を受けてのものである．

実際，藤井部長の脅しには現実味があった．私が福井工大に着任した1年ほど前に，金井学園福井高校の教員が中心になって，金井学園教職員組合が結成された．その組合結成に中心的役割を果たした二人の先生が，左遷され講義担当を外されていた．

金井理事長による私に対する弾圧は，この事件をきっかけにして次第にエスカレートしていった．福井港大事件は20年に及ぶ闘いだったので，事件の詳しい経緯については拙著を参照して頂くことにして，以下では略年表でそれを示す．

1972年6月　坂井郡の教師が企画した福井臨工計画の学習会（日曜日）に講師として出席することを業務命令で禁止．JSA福井支部より文書を送る．返事無し．

1971年に結成された「公害問題研究会」（顧問・髙木）の活動に対する様々な妨害．

1973年3月　公務員の「差額」に相当する給与が「特別賞与」として1ヶ月分でたが，半月分しか支給されなかった．弁護士から抗議文を送付．

1975年6月　福井大学素粒子論グループとの合同コロキウム参加禁止命令．

1977年4月　秘書室勤務・『金井学園三十年史』編集を命じられ，講義担当から外され，研究室の明け渡しを迫られる．

1978年3月　「髙木秀男氏を支援する会」結成，『支援する会ニュース』発行．

1980年2月　『金井学園三十年史』が完成，図書館勤務を命じ研究室を強制接収．

1980年3月　弁護士より講義の再開，研究室の確保等助教授としての地位を保障する措置を求める催告書を送る．「髙木秀男氏を支援する会」から抗議文を送る．

1980年4月「学内を騒がせ，学園を侮辱した」という理由で進退伺いの提出を強要．

1980年4月　裁判の準備に入り，日本学術会議学問･思想の自由委員会に提訴．

1980年4月「進退伺いを出さなかった」という理由で，懲戒減給処分を言い渡す．

1980年5月　福井工大教職員に「福井工業大学教職員の皆様に訴えます」を送付．

1980年5月　福井地裁に地位保全等仮処分命令を申請，学園はその報復として自宅待機命令を発令．

1980年8月　仮処分和解（自宅待機撤回，「差額」支払い）．

1981年4月　助教授から事務員にまわしたいという金井理事長の要請が正教授会で了承され，本給が86,600円減額される．

1981年5月　福井地裁に本訴を提訴．翌日，「建学の精神」の違反を理由に懲戒解雇．

1983年5月　日本学術会議学問･思想の自由委員会が見解を発表．

1987年3月　福井地裁で勝訴判決．

1988年4月　控訴審和解．福井大学に内地留学

1992年7月　福井大学長による和解．

**３．「髙木秀男氏を支援する会」発足**

私に対する弾圧は，1977年4月に秘書室勤務・『金井学園三十年史』編集を命じられ，講義担当を外されるなど一段とエスカレートしていった．そのため1978年3月，福井大学の教職員を中心に「髙木秀男氏を支援する会」が結成され，事務局の住所を福井大学教職員組合に定めた．

支援活動の柱はニュースの発行と情宣活動，学習活動，裁判傍聴，それにカンパ活動である．まず県内の教育・文化団体に支援する会に団体加盟をお願いしたところ，すぐに日本科学者会議福井支部，福井大学教職員組合，福井高専教職員組合，福井県高等学校教職員組合，北陸高校教職員組合，福井県民教連，ゆきのした文化協会が支援する会に加盟してくれた．

『髙木秀男氏を支援する会ニュース』を大量に印刷して宣伝を始めると，福井新聞労働組合，福井放送労働組合，日本国民救援会福井県本部，新日本婦人の会福井県本部，民主青年同盟福井県委員会，北陸地区素粒子論グループ，日本教職員組合私学部，日本科学者会議各支部など支援してくれる団体も増えた．そして全国の様々な団体・個人からカンパが寄せられるようになった．

一方，私の出身校である東北大学の同窓生も支援のために立ち上がってくれた．53名の連名で「髙木秀男氏を支援する会（仙台）」発足の趣意書が作られ，1980年7月に「支援する会（仙台）」が発足した．以後，支援する会（仙台）は独自のニュース『オーロラ』を発行し，情宣・カンパ活動を行なってくれた．

私自身は私大教連，国民救援会，日本科学者会議の集会などで支援を訴え，当時同様な裁判闘争をしていた四天王寺国際仏教大学事件や中京女子大事件の裁判傍聴に出かけ共に闘った．そのための旅費は，弁護士費用やニュース印刷・郵送費などを含め，すべて全国から送られてきた支援カンパで賄われた．城谷豊氏，山本富士夫氏，林庄司氏らは，私が面識のない福井大学工学部の建築科や機械工学科の先生を毎月まわってカンパを集めてくださった．私がいかに多くの人の支援に支えられていたかは，520万円を超えるカンパが寄せられたことから明らかである．

**４．日本学術会議への提訴と地位保全等仮処分の申請**

私が日本学術会議の常置委員会であった「学問・思想の自由委員会」に提訴状を送ったのは1980年4月である．5月30日，私は同委員会に出席し提訴の理由を説明した．委員会は次回の委員会に金井学園代表者から話を聞くため出頭を要請したが，申し開きができない学園側は出席を拒否した．その後も2回出頭を要請したが，学園側はすべてこれを拒否した．

　福井工大事件は，このときすでに裁判になっていた．委員会は仕方なく，学園側の主張については，学園が裁判所に提出した準備書面や書証などを参考にして審理を続けた．

一方，日本学術会議への提訴に続いて1980年5月14日，私は福井地裁に地位保全等仮処分の申請をし，記者会見を行なった．これに対し学園側は，報復として私に自宅待機を命じた．しかし8月9日，金井理事長から事情聴取をする第3回審尋の日，当人は出席せず，減給処分と自宅待機命令は撤回するから和解してほしいという申し出があった．

減給処分と自宅待機命令が撤回されても問題が解決されないことは明らかである．だが裁判官から「教員の本務に戻すという本質的な問題は仮処分だけでは決着がつかないだろうから，よく話し合い，それでもだめなら本訴で争ったらどうか」と説得された．弁護士も賛成したので，和解することにした．

しかし私に対する弾圧はさらにエスカレートしていった．1981年4月10日，私は4月8日の正教授会において，「長期間講義をしていない教員を保持する財政的余裕がないという理由で，私を助教授から事務職にまわしたい」という理事長の要請が了承された」という「正教授会決議」なるものを告げられ，「福井工業大学助教授を解きます」という辞令を手渡された．そして本給が86,600円減額された．

これは仮処分和解に対する明白な違反であった．私はすぐに本訴の準備をして5月8日に福井地裁に提訴して記者会見を行なった．金井理事長は提訴の翌日，懲戒解雇でこれにこたえた．解雇理由は「建学の精神」違反である．このような抽象的な理由しか述べられないところに，この処分の不当性が現れている．また憲法32条が保障する国民の裁判を受ける権利への挑戦であり，明白な報復措置であった．私は不当解雇を理由に賃金仮払仮処分を申請し，私の主張は事情聴取も抜きで認められ，給与満額の支払い命令が出された．

**５．日本学術会議「見解」を発表**

裁判と並行して行なった日本学術会議への提訴は，1983年5月，学問・思想の自由委員会の長文の見解となって実を結んだ．見解は，学園のとったすべての措置が教育・研究をめぐる諸原則に照らして到底正当化されず，違法・不当であることを学問的に断定した．

そして学園が，「建学の精神への敵視が解雇事由になる」と主張していた点を考慮して，見解は次のような建学の精神論も展開した．

①建学精神の尊重とは，「国体原理」を教え込むことを使命づけられていた戦前の教育の反省のうえに，憲法・教育基本法のとる教育についての理念的立場にたったうえでの，教育方針の自由な選択が尊重されるという意味である．

②学校教育法上の学校は，私立であっても公の性質をもち，その教員は「全体の奉仕者」であるから，学校も教員も学校設置者の私的目的に従属せしめられてはならないのであり，学校設置者の私的短見的意図・目的が「建学の精神とされてはならない．

③教師は学校の私的設置目的達成のための努力および程度によってではなく，次の世代の教育受ける権利に対する対応の努力および程度によって，その責任遂行度を評価されるべきである．従って，建学の精神が即，教員の学校設置者への絶対服従を意味しない．

　金井理事長が裁判所の証言台に立ったとき，日本学術会議の見解に対する反対意見はあるかという質問に対し，何一つ反論できなかったという事実は，見解の価値と重みを象徴的に表している．

**６．第一審勝訴**

日本学術会議への提訴と並行して行なった裁判の経緯の詳細については，拙著(1)を参照されたい．1987年3月27日が第一審判決の日となった．この日，遠く愛知，大阪から駆けつけた支援者も含めて傍聴席は満席となったが，そこには金井理事長の姿はなかった．

横山義夫裁判長は，予想通り，原告が福井工大助教授の地位にあることを確認し，金井学園が原告に対してなした違法行為に対する慰謝料として，100万円の支払いを命ずる判決を下した(3)．支援する会は判決後福井共同法律事務所で記者会見を行ない，声明文(1)を発表した．

そして1987年7月に発行された『福井の科学者』49号は，福井工大事件裁判特集として，判決文・裁判資料と法学者・首藤重幸氏の論文「福井工大第一審判決について」が掲載された．判決文は原告の主張をほぼ全面的に認めているが，首藤氏は一部の問題点についてこの論文で具体的に批判している．要するに判決は，日本学術会議見解と違って，憲法や教育法に直接言及せず，労働法的法理論構成のみで書かれているため格調は高くないものであった．

　一方，学園は1987年4月8日，名古屋高裁金沢支部に控訴の手続きをとった．だが学園側は一向に控訴理由書を提出しないため，先に和解の話し合いがもたれた．結局，学園側が一審判決は認めるが，即時職場復帰は認めないという立場を崩さなかったので，職場復帰については学園側が努力し，それが実現するまで福井大学に内地留学するという和解が1988年4月に成立した．

和解の内容は満足できるものではなかったが，和解に踏み切った理由の一つは，高裁の裁判長が弁護士会から排斥運動まで起こされた評判の反動裁判長に当たったことによる．和解に立ち会った裁判官は，「彼はどんな判決を書くかわからない」と和解を勧め，吉川嘉和弁護士も同意見であった．

しかし和解条項は守られず，職場復帰を要求しても一向にかなえられなかった．金井理事長は，最初から和解条項を守る気はなかったのである．そのため福井簡易裁判所に調停を申請したが，学園側の態度は極めて不誠実で不調に終わった．もう一度裁判を起こすしかないと準備を始めたが，そんな折，嶋田正福井大学長から和解の仲介をしてもよいという申し入れがあった．そして1992年6月13日，次のような和解が成立した．

1. 金井学園は多年にわたり髙木助教授と紛争状態が生じたことについて陳謝する．
2. 髙木助教授はこの陳謝受けて，1994年3月までに退職する．
3. 金井学園は退職時に慰謝料500万円を支払う．

この和解は，従来の目標であった職場復帰の方針の変更を意味する(5)．その理由の第一は，裁判所が「労働者が働くことは義務であって権利ではない」，即ち一般に就労請求権は認めないという立場を取っているという事情による．一審裁判でも判決の直前，裁判官からの示唆で講義の担当，研究室の供与など就労請求権に関わる請求を取り下げて，はじめて「全面勝訴」の判決となったのである．

和解後，私は再就職が出来なかったが，直江俊一金沢大学教授の推薦で非常勤講師を務め，福井大学では，目方守教授の推薦，林明久教授のお世話で非常勤講師，福井県立大学では山川修教授のお世話で非常勤講師をさせていただいた．

**７．おわりに**

私は福井工大事件を20年間闘ってきて，日本学術会議見解や一審勝訴など学問の自由と科学者の権利を守る闘いに，一定の役割を果たしたと考えている．特に学術会議見解の中の「建学の精神論」は，新しい知見として宗教系大学での弾圧事件に生かせる貴重な文献である．

私はこれまでの闘いの経験を活かし，日本科学者会議「科学者の権利問題委員会」委員として，他の大学で起きた弾圧事件を『福井の科学者』などで知らせて原告を支援してきた．だが学問の自由や科学者の権利を奪う事件はけっして減ってはいない．法の理念は正義であるが，その実践は闘争である．

**参考文献**

（１）高木秀男『学問の自由と科学者の権利』科学堂（2007）

（２）日本学術会議学問・思想の自由委員会「福井工業大学高木秀男助教授提訴事件についての見解」『季刊教育法』48号，49号（1983）

（３）「福井工大事件・福井地裁判決」『判例タイムス』641号（1987），『労働法律旬報』494号（1987），『福井の科学者』49号（1987）

（４）首藤重幸「福井工大第一審判決について」『福井の科学者』49号（1987）

（５）高木秀男「福井工大事件の新たなる和解について」『科学・社会・人間』42号（1992）